

障がい福祉の 手引き

井手町 高齢福祉課
令和 7 年

○手引きについて

この「障がい福祉の手引き」では、障がいのある人が自立し、安心して生活できるように支援するさまざまなサービスのうち、身近なものを紹介しています。

現在、障がい福祉は多くの制度や実施主体により行われており、利用する方にとってはわかりにくい面もあります。

このため、障がい福祉サービスや医療費、包装具費の給付などの代表的な扶助制度のほか、障がいのある人の日常生活の様々な場面で受けることのできるサービスを、その種類ごとに体系づけ分けて掲載しています。

○「障がい」の標記について

町では、「害」という漢字の否定的なイメージを考慮し、人や人の状態を表す場合において、「障害」を「障がい」としています。

ただし、法令・制度・組織・団体の名前などの固有名詞については、漢字表記としている部分があります。

(例) ひらがな表記 ➡ 「障がい者」「障がいの程度」など

漢字表記 ➡ 「障害者総合支援法」「身体障害者手帳」など

○障がい者等の範囲について

平成25年4月に施行された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(障害者総合支援法)をはじめとする法改正により、障がい者及び障がい児の範囲に難病患者の方が含まれることとなりました。

本手引きにおいても、障害者総合支援法等によるサービスの対象者については、特に記載のない限り、難病患者も含むものとしています。

この手引きの中で紹介している町役場関係課及び関係機関の連絡先は、次のとおりです。(なお、手引きの中の図表などで、個別に連絡先を記載している関係機関もあります。)

井手町役場 高齢福祉課	(Tel 8 2-6 1 6 5)	(Fax 8 2-5 0 5 5)
保健医療課	(Tel 8 2-6 1 6 6)	
住民福祉課	(Tel 8 2-6 1 6 4)	
税務課	(Tel 8 2-6 1 6 3)	
総務課	(Tel 8 2-6 1 6 1)	
(福) 井手町社会福祉協議会	(Tel 8 2-3 9 0 1)	

目 次

1	手帳の交付	
●	手帳の種類	P. 1
●	手帳交付までの流れ	P. 1
●	手帳の例（手帳の等級、種別など）	P. 2
2	障害者総合支援法による障がい福祉サービス	
●	サービス利用の流れ	P. 3
●	障がい福祉サービス一覧	P. 4～5
●	障がい児通所サービス一覧	P. 6
3	障がい者のための医療費の助成制度	
●	自立支援医療費の給付	P. 7
	自立支援医療費（更生医療）	
	自立支援医療費（育成医療）	
	自立支援医療費（精神通院医療）	
	自立支援医療特別対策事業費	
●	福祉医療費の支給	P. 8
	重度心身障がい児者の医療費の助成	
	重度心身障がい老人健康管理事業	
●	後期高齢者医療制度加入年齢の引下げ	P. 8
4	障がい者のための補装具日常生活用具の給付など	
●	補装具費の給付（購入・修理）	P. 9
●	日常生活用具の給付	P. 10
●	補装具日常生活用具給付の流れ	P. 11
●	軽中度難聴児支援事業	P. 11
●	車いすの貸し出し	P. 11
5	障がい者の日常生活のため、さまざまな給付手当割引など （交通運賃などの割引）	
●	有料道路の通行料金の割引	P. 12
●	J R 私鉄京都市営地下鉄の旅客運賃及び京都市バス運賃の割引	P. 13
●	民間路線バス運賃の割引	P. 13

- タクシー運賃の割引 P. 13
- 航空旅客運賃の割引 P. 13

(移動交通への支援)

- 福祉タクシー等利用券の交付 P. 14
- 駐車禁止除外車指定 P. 15
- 京都おもいやり駐車場利用証制度 P. 16
- 障がい者施設通所交通費助成 P. 18
- 自動車運転免許取得教習費助成 P. 18
- 自動車改造費助成 P. 18

(使用料などの減免割引)

- NHK放送受信料の全額半額免除 P. 19
- 携帯電話料金の割引 P. 19

(年金・手当など)

- 障害年金 P. 20
 - 障害基礎年金
 - 障害厚生年金障害共済年金
- 特別障害者手当・障害児福祉手当 P. 21～23
- 特別児童扶養手当 P. 24
- 京都府心身障害者扶養共済制度 P. 25
- 生活福祉資金の貸付 P. 25

(税の減免など)

- 所得税などの障害者控除 P. 26
- 自動車取得税自動車税、軽自動車税の減免 P. 27～28

(日常生活やコミュニケーション)

- 手話通訳者要約筆記者の派遣 P. 29
- 緊急通報装置の貸与 P. 29
- 身体障害者協会への加入 P. 30
- 郵便等による不在者投票制度 P. 30
- 青い鳥はがきの無料配布 P. 31
- 成年後見制度 P. 31
- 福祉サービス利用援助制度（地域福祉権利擁護事業） P. 31

●フレンドリーサポート事業

P. 31

●声の広報いで

P. 32

6 主な相談の窓口 P. 32～34

井手町役場 高齢福祉課

井手町社会福祉協議会

南山城学園 はーもにい

障害児（者）地域療育支援センター ういる

京都ライフサポート協会 しょうがい者生活支援センターあん

京都聴覚言語障害者福祉協会

身体障がい者相談員・知的障がい者相談員

京都府家庭支援総合センター

京都府精神保健福祉総合センター

京都府宇治児童相談所

京都府こども発達支援センター（すてっぷセンター）

障害者就業生活支援センター「はぴねす」

1 手帳の交付

問い合わせ先

井手町役場 高齢福祉課

手帳を取得することによって、さまざまな支援を受けることができます。
手帳の手続きは、高齢福祉課までご相談ください。

●手帳の種類

○身体障害者手帳

身体に障がいのある方が、様々な支援を受けやすくするために交付されます。
障がいの程度により、1級から6級まで（1級のほうが重度）に区分されます。

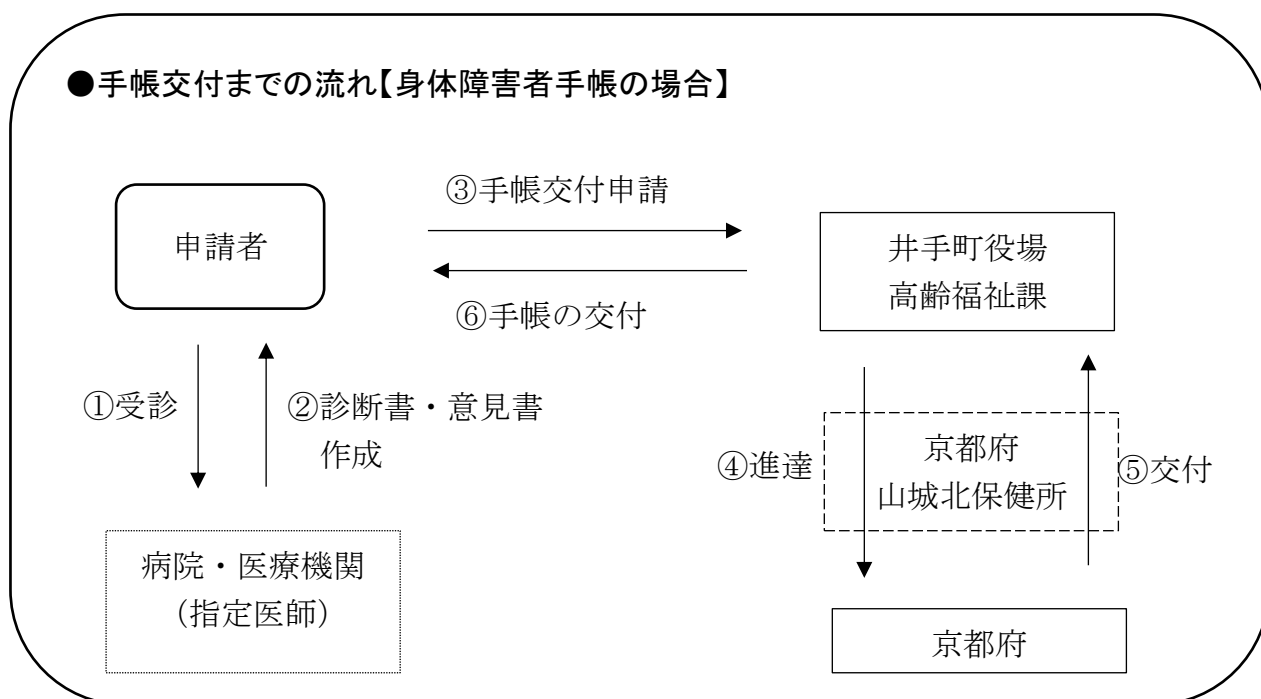
○療育手帳

知的障がいのある方が、様々な支援を受けやすくするために交付されます。
障がいの程度により、A（重度）及びB（中度、軽度）に区分されます。

○精神障害者福祉手帳

精神疾患により長期にわたり日常生活や社会生活に制約がある方に交付されます。
障害の程度により、1級から3級まで（1級のほうが重度）に区分されます。

●手帳交付までの流れ【身体障害者手帳の場合】



●手帳の例(身体障害者手帳の場合)

総合の障がい等級が記載されています。
この等級に基づき、医療費の助成や補装具の給付・割引などの支援の内容が決まります。

身体障害者手帳		住 所		障 害 名		障 害 名	
 京都府第 号 身体障害者等級の区分 第1種 バス介護付 (氏名) ●●●● 年 月 日生 年 月 日交付 京都府 	京都府綴喜郡井手町大字		●●の 著しい障害(3級)		●●の 著しい障害(4級)		航空旅客運賃割引 本人、介護者 交付事由
	●●小字●● ※番地		●●の 著しい障害(4級)				
		変更年月日	指定受給者又は町村長印				
		【保護者の欄】					
		氏 名 (続柄)					
		現住所 (本人が住む場合の記入のこと)					

民間路線バス運賃の割引を受ける際の割引者の範囲が記載されています。

個々の障がい名・内訳・等級が記載されています。
様々な給付・手当・割引などの支援のなかには、この区分に応じた程度ごとに決まるものがあります。

種別により、有料道路の通行料金の割引、JR・私鉄・京都市市営地下鉄の旅客運賃などの割引や割引対象者の範囲が決まります。

航空旅客運賃の割引を受ける際の割引者の範囲が記載されています。
(障がいの種別・程度によらず介護者まで割引が適用されるようになっています。)

2 障害者総合支援法による障がい福祉サービス

問い合わせ先

井手町役場 高齢福祉課

主なサービスの内容は、次ページ以降の一覧表のとおりです。

なお、サービス利用にあたって、事前に障がい程度区分の認定や受給者証の交付が必要となるものがあります。

●障害福祉サービス利用の流れ

①相談

相談支援事業所や町高齢福祉課に、日常生活における困りごとなどを相談します。



相談支援事業所とは、本人・家族の相談窓口となるところです。井手町では、相談支援事業を南山城学園「はーもにー」、障害児（者）地域療育支援センター「ういる」、京都ライフサポート協会「あん」、京都聴覚言語障害者社会福祉協会に委託しています。

②サービス利用申請（高齢福祉課に申請）



③障がい支援区分の認定調査

調査員が訪問し、調査を行います。



障がい支援区分とは？

障がいのある人に必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すもので、6段階（区分1～6：区分6が必要度が高い）に分けられます。

（介護給付）

④障がい支援区分の判定

○一次判定（コンピューター判定）

○二次判定（審査会判定）



障がい支援区分の認定

（訓練等給付）

訓練等給付は、審査会の必要はありません。必要に応じて、心身の状況やサービス利用についての聞き取り調査が必要です。

⑤サービス等利用計画の作成

○原則、「指定特定相談支援事業者」が作成します。



⑥支給決定

サービス等利用計画に基づきサービスの内容や量、有効期間などが決まります。

⑦サービス事業所と契約

受給者証を事業所に提示し、契約します。



⑧サービスの利用

サービスを利用し、自己負担を事業所に支払います。

●障がい福祉サービス一覧

問い合わせ先

井手町役場 高齢福祉課

障がい福祉サービスは、障がいのある人が障がい種別（身体障がい、知的障がい、精神障がい）共通の福祉サービスの中から、必要とするサービスを利用するための制度です。

利用者は、自らが利用したいサービスを選択し、サービス提供事業者や施設と契約を結んでサービスを受けることができます。

なお、『介護給付』に属するサービスは、審査会による障がい支援区分の判定・認定が必要になります。また、平成25年4月から難病患者の方も対象となり、障害者手帳の有無に関わらず、障がい福祉サービス等の受給が可能となります。

	サービス	体系	障がい支援 区分	内容
訪問サービス	居宅介護 (身体介護) (家事援助)	介護給付	1 以上	ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護を行います。
	重度 訪問介護	介護給付	4 以上の 一部	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする方に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、洗濯や掃除、外出時の異動支援や介護を総合的にを行います。
	重度 障がいのある 人等包括支援	介護給付	6	介護の必要性がともに高い方に、多様なサービスを包括的にを行います。
	訪問入浴 サービス	地 域 生 活 支援	家族での介助だけでは、入浴が困難な方に、浴槽などの器具等を搬入し、居宅での入浴サービスを提供します。	
外出時のサービス	行動援護	介護給付	3 以上の 一部	知的障がいや精神障がいにより、行動上、著しい困難を有する者が行動する際の危険を回避するため、に必要な支援を行う。
	同行援護	介護給付	(身体介護を伴う場合) 2 の一部	重度の視覚障がいにより移動が困難な方に、外出時に同行して移動の支援を行う。
	移動支援	地 域 生 活 支援	社会参加等を目的とした外出の際のガイドヘルパー等が移動の支援を行います。 (利用できる方) 身体・療育、精神の各手帳の交付を受けている方等	

	サービス	体系	障がい支援区分	内容
--	------	----	---------	----

生活でのサービス	共同生活援助 (グループホーム)	訓練等 給付	夜間や休日に共同生活する住居において、相談や入浴、排せつ、食事の介護など日常生活上の援助を行います。 (障がい支援区分が必要な場合もあります。)	
	施設入所 支援	介護給付	3 または 4 以上 (年齢 で異なる)	施設に入所する方に、夜間や休日の入浴、排せつ、食事の介護等日常生活上の支援を行います。
	療養介護	介護給付	5 または 6	長期入院に加え、医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理・看護、医学管理下での介護及び日常生活上の世話をを行います。
	生活介護	介護給付	2 または 3 以上 (年齢 で異なる)	常に介護を必要とする方に施設内で日中の間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動や生産活動の機会を提供する。
	自立訓練 (機能訓練)	訓練等 給付	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。	
	自立訓練 (生活訓練)			
	自立生活 援助	訓練等 給付	自宅において単身で暮らす方について、定期的巡回訪問、随時通報を受けて行う訪問、相談により自立生活を維持するための情報提供、助言等支援を行います。	
	就労移行 支援	訓練等 給付	一般企業等への就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な地域及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	
	就労継続 支援 A-B 型 (A=雇用型・ B=非雇用型)	訓練等 給付	一般企業等での就労が困難な方に、働く場所を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。	
	就労定着 支援	訓練等 給付	雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での諸問題に関する相談、指導及び助言等の必要な支援を行います。	
	短期入所	介護給付	1 以上	自宅で介護する方が病気の場合などに、施設において宿泊を伴う短期間の入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
	日中一時 支援	地域生活 支援	在宅の障がい児・者が家族の就労・疾病・休息等により介護ができないとき、日中の間、施設で見守りや日常的な訓練を行います。	
	計画相談 支援	地域相談 支援給付	障がいのある人の心身の状況・環境・サービス利用の意向等を勘案し、利用計画を作成します。 障がい福祉サービス等の利用状況、意向を検証・勘案し、必要に応じて利用計画の見直しを行います。	
	地域移行 支援	地域相談 支援給付	施設や精神科病院に入所等をしている方に、住居の確保等、地域での生活に移行するための活動に関する相談等を行います。	
	地域定着 支援	地域相談 支援給付	居宅で一人暮らしをしている障がいのある人に対し、緊急時における連絡、相談等の支援を行います。	

問い合わせ先

井手町役場 高齢福祉課

●障がい児通所サービス一覧

障がい児通所支援（通所サービス）とは、障がいのある児童・生徒が、通所により必要とするサービスを利用するための制度です。

利用者は、利用したいサービスを選択し、サービス提供事業者と契約を結んでサービスを受けることができます。

サービス	内容
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与及び集団生活への適応訓練を行います。
医療型児童発達支援	肢体不自由の障がい児が対象で、児童発達支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス	就学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供します。
保育所等訪問支援	障がい児が障がい児以外の児童との集団生活に適応できるように、訪問支援員が施設を訪問し、専門的な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	自宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行います。

3 障がいのある人のための医療費の助成制度

医療機関（医師）の診断書・意見書や、手帳の等級などによって、医療費の助成を受けることができます。

●自立支援医療の給付

問い合わせ先

井手町役場 保健医療課

自立支援医療は、特定の障がいのある方の医療費負担を軽減する制度です。

対象となる医療費の負担が原則 1 割になります。

また、世帯の所得に応じて、ひと月当たりの負担上限額を設定します。

【対象となる方】

- ・ 18 歳以上の身体障がいのある人（更正医療）
- ・ 身体上の障がいや疾患のある 18 歳未満の児童（育成医療）
- ・ 精神科の通院が継続的に必要な方（精神通院医療）

【対象となる医療】

- ・ 永続的な機能障がいを改善するための医療
（人工関節置換術、ペースメーカー埋込術、人工透析、肝臓移植術及び同術後の免疫療法など。）
- ・ 精神障がいの医療

（自立支援医療特別対策事業費）

国制度の自立支援医療（更正医療・育成医療）の対象とならない在宅酸素療法・ぼうこう及び直腸機能障がいの原因疾患の治療などに対して、負担上限額を超える医療費が助成されます。（身体障害者手帳 3 級所持者に限ります。）

●福祉医療費の支給

問い合わせ先

井手町役場 保健医療課

福祉医療は、国民健康保険・被用者保険（社会保険）などの医療保険制度や、後期高齢者医療制度で医療の給付を受けた場合の自己負担額全額を支給するものです。

（重度心身障がい児・者の医療費の助成）

後期高齢者医療制度以外の医療保険加入者で、下記のいずれかに該当する方に、保険診療の自己負担分を全額助成します。（一部負担分の窓口支払い額無し）

ただし、入院時の食費や保険診療外の自己負担額は対象外です。

（重度心身障がい老人健康管理事業）

後期高齢者医療制度の被保険者で、下記のいずれかに該当する方に保険診療の自己負担分を助成します。（一部負担分の窓口支払い額無し）

ただし、入院時の食費や保健診療外の自己負担額は対象外です。

【対象となる障がい】

- 身体障害者手帳 1 ～ 3 級（※ 3 級は町独自助成）
- 療育手帳 A 及び B の一部（※B は町独自助成）
- 精神障害保健福祉手帳 1 ～ 2 級の一部 ※R6 より拡充

●後期高齢者医療制度加入年齢の引き下げについて

問い合わせ先

井手町役場 保健医療課

後期高齢者医療制度は 75 歳以上の方が対象となりますが、次のいずれかに該当する方は、65 歳から加入することができます。

【対象となる障がい】

- 身体障害者手帳 1 ～ 3 級（※ 3 級は町独自助成）
- 療育手帳 A 及び B の一部（※B は町独自助成）
- 精神障害保健福祉手帳 1 ～ 2 級の一部 ※R6 より拡充

4 障がいのある人のための補装具・日常生活用具の給付

手帳の等級や疾患の状況などによって、補装具や日常生活用の購入や修理に係る費用の助成を受けることができます。（※購入前に申請が必要です。）

●補装具の給付(購入・修理)

問い合わせ先

井手町役場 高齢福祉課

身体障がい児・者等の障がいのある部分を補って、日常生活を容易にするために次の装具購入・修理に係る費用の給付をします。

視覚障がい	視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡
聴覚障がい	補聴器
肢体不自由 難病	上肢・下肢装具、車いす、電動車いす、歩行器
肢体不自由	義肢、姿勢保持装置、歩行補助つえ（T字状、棒状の杖除く）
重度障がい・ 難病患者	重度障がいのある人用意志伝達装置

【給付の決定に際して】

- 補装具の制作・修理業者は、京都府と契約している業者に限ります。
- 補装具の種類によっては、指定医師の意見書や処方箋により、京都府家庭支援総合センターの判定や、来所による対応が必要になるものがあります。（補装具の種類によって、または修理のときなど、判定が不要な場合もあります。）

【費用の負担などについて】

- 種目により介護保険制度の対象の方は介護保険での給付が優先になります。
- 原則、費用の1割の自己負担を業者の方に支払っていただきますが、所得に応じた月額上限額があります。（生活保護世帯及び住民税非課税世帯は無料）
- なお、住民税所得割16万円未満の世帯に属する方には、町独自制度により、領収書と申請書を提出いただくことで、後日自己負担分を助成します。
- 種目により基準額があります。基準額を超える額は自己負担となります。

●日常生活用具の給付

問い合わせ先

井手町役場 高齢福祉課

在宅の重度障がい児・者の方などがより快適な日常生活を行うため、下記の内容の給付を行っています。

主な対象要件	種 目
上・下肢または 体幹機能障がい	○特殊寝台 ○特殊マット ○特殊尿器 ○移動用リフト ○入浴担架 ○体位変換機 ○入浴補助用具 ○便器 ○T字状、棒状のつえ ○移動・移乗支援用具 ○特殊便器 ○住宅改修
視覚障がい	○電磁調理器 ○歩行時間延長信号機用小型送信機 ○盲人用体温計（音声式） ○盲人用体重計 ○情報・通信支援用具（パソコン周辺機器・アプリケーションソフト） ○点字ディスプレイ ○点字器 ○点字タイプライター ○視覚障がいのある人用ポータブルレコーダー ○視覚障がいのある人用活字文書読み上げ装置 ○点字図書 ○視覚障がいのある人用拡大読書器 ○盲人用時計
聴覚障がい	○聴覚障がいのある人用屋内信号装置 ○聴覚障がいのある人用通信装置 ○聴覚障がいのある人用情報受診装置
内部障がい	○透析液加温器 ○ネブライザー（吸入器） ○電気式たん吸引器 ○酸素ボンベ運搬車 ○人工咽頭 ○ストマ装具（畜便袋・畜尿袋・紙おむつ） ○収尿器
児童 ほか	○訓練いす ○訓練用ベッド
その他	○頭部保護帽 ○火災警報器 ○自動消火器 ○携帯用会話補助装置 ○動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）

【給付の決定に際して】

- 日常生活用具の種類により、手帳等級などの対象要件を定めており、医師の意見書が必要な場合があります。
- 日常生活用具には、指定業者はありません。

【費用の負担などについて】

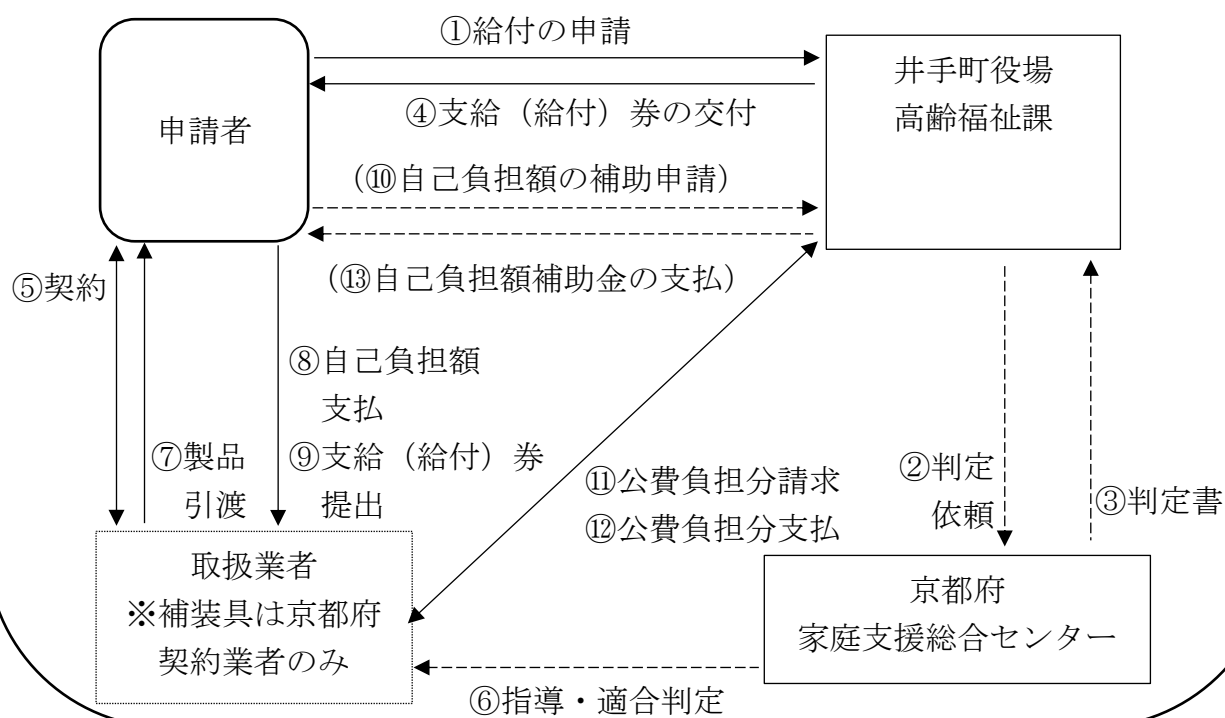
- 種目により基準額があります。基準額を超える額は自己負担となります。
- 購入に要する費用（基準額）の5%を自己負担していただきます。（生活保護世帯及び住民税非課税世帯は無料です。）

●補装具・日常生活用具給付の流れ【購入前に申請が必要です。】

※図のなか、②・③・⑤・⑥・⑩は補装具の場合のみ。

②・③：センターによる判定の要否は、補装具の種類による。

⑩・⑬：住民税所得割16万円未満の世帯に属する方は、町独自制度により、自己負担分を助成。



●軽中度難聴児支援事業

問い合わせ先

井手町役場 高齢福祉課

身体障害者手帳の対象とならない軽中度の難聴児の言語の習得や社会性の向上のために補聴器の購入等に要する費用の一部を助成します。

●車いすの貸し出し

問い合わせ先 井手町社会福祉協議会

身体障がいやケガ、病気により、一時的に車いすを必要とする方に対して、短期の車いす貸し出しを行っています。

5 障がいのある人の日常生活のため、さまざまな給付・手当・割引など

各種の給付・手当・割引など、障がいのある人の日常生活を助けるさまざまな支援を紹介します。

(交通運賃などの割引)

●有料道路の通行料金の割引

問い合わせ先

井手町役場 高齢福祉課

身体障害者手帳または療育手帳に割引の記載証明を受けて有料道路利用児に提示する（ETC 利用による無線通信を行う場合は、1 人につき 1 台の自家用車を、有料道路事業者に事前申込みが必要。）と通行料金が半額になります。

ただし、事業用の車は対象となりません。

	ご本人が運転する場合	ご本人以外の方が運転し、ご本人が同乗する場合
対象者	身体障害者手帳の交付を受けている者	身体障害者手帳または療育手帳の交付を受けている方で第 1 種該当の方
証明申請時必要となる持ち物	身体障害者手帳または療育手帳 ※自動車を登録する場合、割引を受ける車両の自動車検査証または軽自動車届出済証	
ETC を利用される場合	○割引を受ける車両の自動車検査証または軽自動車届出済証 ○障がい者ご本人（18 歳未満の方はその保護者）名義の ETC カード ○ETC 車載器セットアップ申込書・証明書	

※有料道路ご利用前に、割引有効期限をご確認ください。

期限が切れている場合、更新手続きを行わないと割引は受けられません。

更新手続きは、有効期限の 2 カ月間から行うことができます。

※障がいのある人ご本人が乗車されていない場合は、割引の対象になりません。

●JR・私鉄・京都市営地下鉄の旅客運賃及び京都市バス運賃の割引

問い合わせ先 各交通機関

上記交通機関に乗車するときに、身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者手帳を提示すると、障がいのある人ご本人及び同伴介護者の旅客運賃の割引を受けられる場合があります。

なお、対象となる手帳や種別は交通機関により異なりますので、詳しくは各交通機関の窓口へお問い合わせください。

●民間路線バス運賃の割引

問い合わせ先 各バス会社

京都府バス協会加盟各社の路線バスに乗車するときに、身体障害者手帳または療育手帳を提示すると、障がいのある人ご本人のバス運賃が半額になります。

なお、手帳に「バス介護付」の表示がある場合は、介護者も含めての割引となります。

また、バス会社では、「精神障害者保健福祉手帳」の提示により、半額の割引が受けられる場合もありますので、各バス会社へお問い合わせください。

●タクシー運賃の割引

問い合わせ先 各タクシー会社または京都運輸支局(Tel075-681-9765)

タクシー（京都府内の全事業者が対象）に乗車するときに、身体障害者手帳または療育手帳を提示すると、タクシー運賃が1割引になります。一部のタクシー会社では、精神障害者保健福祉手帳（1級）の提示により、割引になる場合もありますので、各タクシー会社にお問い合わせください。

●航空旅客運賃の割引

問い合わせ先 各航空会社

国内航空会社の国内路線の航空券発売窓口で手帳を提示すると、割引航空券を購入できます。多くの航空会社では、平成31年から精神障害者保健福祉手帳も対象となり、また障がいの種別、程度によらず介護者も割引が適用されるようになりました。

なお、対象となる手帳や運賃の割引率は、航空会社によって異なる場合がありますので、詳しくは各航空会社の窓口にお問い合わせください。

（移動・交通への支援）

問い合わせ先

井手町役場 高齢福祉課

●福祉タクシー等利用券の交付

外出困難な障がいのある人の社会参加を促進することを目的に、福祉タクシー等利用券（1 カ月につき 100 円券×10 枚 ※4 月中の申請の場合、12 カ月分。他の月は、申請日の属する月の翌月分から交付。）を交付しています。令和7 年度より、自家用車の燃料代（自動車用燃料券）としてもご利用いただけます。注意点として、井手町内の対象ガソリンスタンドのみ利用可能であり、給油する前に従業員の方に福祉タクシー券の利用を申し出てください。詳細は申請時、ご案内させていただきます。

【対象となる障がいについて】

①障害者手帳

障がいの区分	手帳に記載された障がいの程度
視覚障がい	1・2 級
下肢又は体幹機能障がい	
上肢かつ下肢障がい	上肢の障がいの程度 1 又は 2 級 かつ、下肢の障がいの程度 3 級
心臓機能障がい	1 級
腎臓機能障がい	
呼吸器機能障がい	
ぼうこうまたは直腸機能障がい	
小腸機能障がい	
肝臓機能障がい	
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい	

②療育手帳

手帳に記載された障がいの程度が「A」の方

③精神障害者保健福祉手帳

手等に記載された障がいの程度が「1 級」の方

●駐車禁止除外車指定

問い合わせ先

田辺警察署

(0774-63-0110)

京都府公安委員会（警察署）から駐車禁止除外指定車標章の交付を受けた場合は、障がいのある人が利用する自動車を道路標識などで駐車が禁止されている場所に駐車することができます。ただし、道路交通法に定める駐停車禁止場所等は除かれます。

【対象となる障がいについて】

①身体障害者手帳

障がいの区分		手帳に記載された 障がいの程度
視覚障がい		1 ～ 4 級の 1
聴覚障がい		2 ・ 3 級
平衡機能障がい		3 級
上肢機能障がい		1 ～ 2 級の 1 及び 2 級の 2
下肢機能障がい		1 ～ 4 級
体幹機能障がい		1 ～ 3 級
乳幼児期以前の非進 行性の脳病変による 運動機能障がい	上肢機能	1 ・ 2 級（一上肢のみに運動機能障 がいがある場合を除く。
	移動機能	
心臓機能障がい		1 ・ 3 級
腎臓機能障がい		
呼吸器機能障がい		
ぼうこうまたは直腸機能障がい		
小腸機能障がい		
肝臓機能障がい		1 ～ 3 級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい		

②療育手帳

手帳に記載された障がいの程度が「A」の方

③精神障害者保健福祉手帳

手等に記載された障がいの程度が「1級」の方

●京都おもいやり駐車場利用証制度

問い合わせ先

京都府山城北保健所綴喜分室

(0774-63-5745)

障がいや高齢・難病で歩行が困難な方などに京都府独自の利用証を交付し、車いすマークの駐車場を利用していただくための制度です。

①身体障害者手帳

障がいの区分		手帳に記載された 障がいの程度
視覚障がい		1 ～ 4 級
聴覚障がい		2 ・ 3 級
平衡機能障がい		3 ・ 5 級
上肢機能障がい		1 ～ 2 級
下肢機能障がい		1 ～ 6 級
体幹機能障がい		1 ～ 3 ・ 5 級
乳幼児期以前の非進 行性の脳病変による	上肢機能	1 ・ 2 級
運動機能障がい	移動機能	1 ～ 6 級
心臓機能障がい		1 ・ 3 ・ 4 級
腎臓機能障がい		
呼吸器機能障がい		
ぼうこうまたは直腸機能障がい		
小腸機能障がい		
肝臓機能障がい		1 ～ 4 級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい		

②療育手帳

手帳に記載された障がいの程度が「A」の方

③精神障害者保健福祉手帳

手等に記載された障がいの程度が「1級」の方

④難病患者

特定疾患療養受療証または小児慢性特定疾患医療受診券をお持ちの方

※その他、高齢者や妊産婦、けが人等で一時的に歩行困難な方も対象とされているため、詳しくはお問い合わせください。

※利用できる駐車場は、「京都おもいやり駐車場」の表示がある駐車場のほか、車いすマークの駐車場となります。

※同様の制度を実施している他府県においても、相互利用を行うことができます。

※この制度の利用証を使って『道路交通法に基づく道路上の駐車禁止の除外』（P〇〇）を受けることはできません。

【利用証】



【駐車場表示】



●障がい者施設通所交通費助成

問い合わせ先

井手町役場 高齢福祉課

公共交通機関を利用して各種障がい者施設へ通所（訓練系給付）された場合、交通費（事業所からの助成又は他の割引を受けた場合は割引後の額）の1/2を助成します。

●自動車運転免許取得教習費助成

問い合わせ先

井手町役場 高齢福祉課

身体障がいのある人が自動車運転免許を取得した場合、10万円を限度に、免許取得のために必要となった教習費の2/3を助成します。

ただし、所得額及び障がいの区分・等級に制限があります。

●自動車改造費助成

問い合わせ先

井手町役場 高齢福祉課

身体障がいのある人が就労などのため、自動車を取得する場合、10万円を限度にその改造に必要な費用を助成します。

ただし、所得額及び障がいの区分・等級に制限があります。

(使用料などの減免・割引)

問い合わせ先

●NHK 放送受信料の全額・半額免除

井手町役場 高齢福祉課

以下の要件を満たす障がいのある人の世帯は、申請により NHK の放送受信料が免除されます。

免除の種類	対象となる世帯	適用条件
全額免除	以下のいずれかの手帳をお持ちの方がいる世帯 ○身体障害者手帳 ○療育手帳 ○精神障害者保健福祉手帳	世帯構成員全員が住民税非課税であること。
半額免除	以下のいずれかに該当する方が世帯主で受診契約者の場合 ○視覚または聴覚障がいによる身体障害者手帳をお持ちの方 ○身体障害者手帳 1・2 級 ○療育手帳 A ○精神障害者保健福祉手帳 1 級	

●携帯電話料金の割引

問い合わせ先 各携帯電話事業者

手帳の交付を受けている方が契約している携帯電話料金の割引を受けることができます。

なお、対象となる料金、割引率は事業者により異なりますので、詳しくは各携帯電話事業者の窓口にお問い合わせください。

(年金・手当など)

●障害年金

各年金の加入期間（または20歳到達前）に、病気やけがにより一定の障がいの状態にある場合に、障害年金が支給されます。

障害基礎年金

問い合わせ先

井手町役場 住民福祉課

② 20歳になる前

②国民年金の被保険者期間（国民年金保険料を支払っている期間、または会社員に扶養されている配偶者である期間など）

③被保険者期間終了後60歳から65歳になるまでの間（年金をすでに受給していないことが要件）

いずれかの期間に、障がいの原因となった病気やけがについて初めて診療を受けた日（初診日）があり、障がい認定日（初診日から1年6カ月を経過した日、または1年6カ月以内に傷病の状態が治った（症状が固定した）日）に、その障がいの程度が国民年金法施行令に定められた障がい等級に該当する場合、年金が支給されます。

なお、一定の保険料納付要件を満たしていることが必要になります。

また、上記①の場合は、ご本人の所得によって支給の制限があります。

障害厚生(共済)年金

問い合わせ先 年金事務所

ねんきんダイヤル

(0570-05-1165)

または各共済組合

病気やけがをして、その初診日に厚生（共済）年金加入者であったとき、障がい認定日にその障がいの程度が厚生年金保険法施行令などに定められた障がい等級に該当する場合、障害厚生（共済）年金が支給されます。

詳しくは、各年金事務所、または各共済組合までお問い合わせください。

●特別障害者手当・障害児福祉手当

問い合わせ先

井手町役場 高齢福祉課

〔 特別障害者手当：20歳以上の方
障害児福祉手当：20歳未満の方 〕

で、著しい重度の障がいのため、日常生活において常時特別の介護を必要とする方に
手当が支給されます。

ただし、本人または配偶者、扶養義務者の所得によって支給の制限があります。

特別障害者手当

【対象者】

次のいずれかに該当する方

- ①別表アの障がいがある方
- ②別表アの障がいがあり、かつ、別表イの障がいがある方
(別表イの障がいは、別表アの障がいとは別の障がいである必要があります。)
- ③上記①又は②と同程度以上の障害がある方
(肢体不自由により日常生活動作に特に著しい制限がある方など)

(別表ア)

- 1 両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの、又は一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの
ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の1.／4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつ1.／2視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの
(視力は、万国式試視力表又はそれと同一の原理に基づく試視力表により測定する。)
- 2 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
- 3 両上肢の機能に著しい障害を有するもの又は両上肢の全ての指を欠くもの若しくは両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの
- 4 両下肢の機能に著しい障害を有するもの又は両下肢を足関節以上で欠くもの
- 5 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
- 6 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
- 7 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの

(別表イ)

- 1 両眼の視力がそれぞれ 0.07 以下のもの又は 1 眼の視力が 0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの（視力は、万国式試視力表又はそれと同一の原理に基づく試視力表により測定する。）
- 2 両耳の聴力レベルが 90 デシベル以上のもの
- 3 平衡機能に極めて著しい障害を有するもの
- 4 そしゃく機能を失ったもの
- 5 音声又は言語機能を失ったもの
- 6 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの又は両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの
- 7 1 上肢の機能に著しい障害を有するもの又は 1 上肢の全ての指を欠くもの若しくは 1 上肢の全ての指の機能を全廃したもの
- 8 1 下肢の機能を全廃したもの又は 1 下肢を大腿の 2 分の 1 以上で欠くもの
- 9 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
- 10 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
- 11 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの

【支給額】

特別障害者手当 29,590 円（令和 7 年 4 月現在）

※手当額は物価スライドにより改定される場合があります。

※次のいずれかに該当する方は、手当を受給できません。

- ①障害者総合支援法で定める障害者支援施設などに入所されている方
- ②養護老人ホーム又は特別養護老人ホームに入所されている方
- ③病院、診療所又は介護老人保健施設に継続して 3 か月を超えて入院されている方
- ④本人、配偶者又は扶養義務者の前年の所得が一定額を超えている方

障害児福祉手当

【対象者】

20 歳未満の方で、別表のいずれかに該当する方が対象となります。

ただし、次のいずれかに該当する方は、手当を受給できません。

- ①障害を支給事由とする公的年金を受けることができる方

- ②児童福祉法で定める障害児入所施設などに入所されている方
- ③本人、配偶者又は扶養義務者の前年の所得が一定額を超えている方

＜別表＞

- 1 両眼の視力がそれぞれ0.02以下のもの
 - 2 両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度のもの
 - 3 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
 - 4 両上肢の全ての指を欠くもの
 - 5 両下肢の用を全く廃したもの
 - 6 両大腿を2分の1以上失ったもの
 - 7 体幹の機能に座っていることができない程度の障害を有するもの
 - 8 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
 - 9 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
 - 10 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
- (備考) 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

【支給額】

障害児福祉手当 月額16,100円 (令和7年4月現在)

※手当額は、物価スライドにより改定される場合があります。

●特別児童扶養手当

問い合わせ先

井手町役場 住民福祉課

20歳未満の中程度以上の障がいのあるお子さまを家庭で養育・介護している保護者の方に手当が支給されます。

ただし、保護者本人または配偶者、扶養義務者の所得によって支給の制限があります。

【対象となる障がいの状態の例】

障がいの内容	手当の対象となるもの
知的障がい	療育手帳 A 及び B の一部（中度以上の発達障がい）
精神障がい	統合失調症などで日常生活に著しい制限が必要なものなど
視力障がい	おおむね身体障害者手帳 3 級以上
聴力障がい	
平衡機能障がい	平衡機能に著しい障がいを有するもの
そしゃく機能障がい	そしゃく機能を欠くもの
音声言語機能障がい	音声機能または言語機能を喪失などのもの
肢体の障がい	おおむね身体障害者手帳 3 級以上（下肢の障がいについては 4 級の一部も相当）
内蔵疾患	長期にわたる安静を必要とする程度の状態であるものなど
人工肛門	人工肛門を増設し、かつ排尿障がいのあるもの

※手帳とは別に、医師の診断書が必要となる場合があります。

【支給額】（令和 7 年 4 月現在）

1 級（重度） 月額 56,800 円

（おおむね身体障害者手帳の 1 級・2 級または療育手帳 A の方）

2 級（中度） 月額 37,830 円

（おおむね身体障害者手帳の 3 級及び 4 級の一部の方）

※手当額は、物価スライドにより改定される場合があります。

●京都府心身障害者扶養共済制度

問い合わせ先

井手町役場 高齢福祉課

障がいのある方を扶養している保護者が、毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に万一のこと（死亡・重度障がい）があったときに障がいのある方に終身一定額の年金が支給されます。

なお、町の制度により、この共済制度の1口目の掛金月額 $\frac{1}{3}$ を助成します。

【障がいのある方の範囲について】

- ・知的障がいのある人
- ・身体障害者手帳1～3級を所持している人
- ・精神または身体に永続的な障がいのある人（精神病、脳性まひ 等）でその障がいの程度が上記と同程度と認められる人

【年金額】

- ・1口加入の方 月額 20,000円（年額240,000円）
- ・2口加入の方 月額 40,000円（年額480,000円）

●生活福祉資金の貸付

問い合わせ先

井手町社会福祉協議会

住宅改修、技能習得、福祉用具購入等に必要な資金について、無利子または低利子にて貸付を受けることができます。

【対象となる障がいについて】

- ・身体障害者手帳の交付を受けた方の属する世帯
- ・療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方の属する世帯
（そのほか、同程度と認められる方を含む）

(税の減免など)

●所得税などの障害者控除

納税者自身や控除対象配偶者、扶養親族が税法上の障がい者に当てはまる場合に、所得控除（※１）を受けることができます。

（※１）所得控除：所得税や住民税を計算するときに、課税されるもとになる「所得」から差し引くことができるものをいいます。

種類	内容	金額	問い合わせ先
所得税	(特別障害者) ○身体障害者手帳１・２級 ○療育手帳Ａ ○精神障害者保健福祉手帳１級 など	所得控除 ４０万円	宇治税務署 TEL44-4141
	(障害者) ○身体障害者手帳３～６級 ○療育手帳Ｂ ○精神障害者保健福祉手帳２～３級 など	所得控除 ２７万円	
	(同居特別障害者) 1. 控除対象配偶者・扶養親族が特別障害者で同居している場合 2. 同居している控除対象配偶者・扶養親族が特別障害者の場合	所得控除 ７５万円	
住民税	(特別障害者) ※所得税に同じ	所得控除 ３０万円	町役場 税務課 TEL82-6163
	(障害者) ※所得税に同じ	所得控除 ２６万円	
	(同居特別障害者) 1. 控除対象配偶者・扶養親族が特別障害者で同居している場合 2. 同居している控除対象配偶者・扶養親族が特別障害者の場合	所得控除 ５３万円	

※障がいのある人を扶養している方など、詳しくは各問い合わせ先までお問い合わせください。

※相続税・贈与税などにも控除が適用できる場合があります。

詳しくは、宇治税務署までお問い合わせください。

●自動車税、軽自動車税の減免

障がいのある人が所有する、または障がいのある人と生計を一にする人、及び障がいのある人のみで構成される世帯の障がい者を常時介護する人が、障がいのある人のために使用し、車検証等に「自家用」と記載されている自動車で、一定の要件を満たす場合、障がい者1人につき、1台の税が減免の対象となります。

【対象となる障がいについて】

①身体障害者手帳

障がいの区分		手帳に記載された 障がいの程度
視覚障がい		1 ～ 4 級
聴覚障がい		2 ～ 4 級
平衡機能障がい		3 ・ 5 級
音声機能障がい（咽頭摘出によるものに限る） ※音声機能障害の場合は、障害者本人が所有（取得） かつ運転する自動車に限られます。		3 級
上肢機能障がい		1 ～ 3 級
下肢・移動機能障がい		1 ～ 6 級
体幹機能障がい		1 ～ 3 ・ 5 級
乳幼児期以前の非進 行性の脳病変による 運動機能障がい	上肢機能	1 ・ 3 級
	移動機能	1 ～ 6 級
心臓機能障がい		1 ・ 3 ・ 4 級
腎臓機能障がい		
呼吸器機能障がい		
ぼうこうまたは直腸機能障がい		
小腸機能障がい		
肝臓機能障がい		1 ～ 4 級
ヒト免疫不全ウィルスによる免疫機能障がい		

②療育手帳

手帳に記載された障がいの程度が「A」の方

③精神障害者保健福祉手帳

手帳に記載された障がいの程度が「1級」の方

※詳細については、下記にお問い合わせください。

自動車税 (種別割)	京都府山城広域振興局税務課 Tel23-5400 Fax21-2106
自動車税 (環境性能割)	京都府自動車税管理事務所 Tel075-672-6155 Fax075-672-2995
軽自動車税 (種別割)	町役場 税務課 Tel82-6163 Fax82-5055
軽自動車税 (環境性能割)	京都府自動車税管理事務所 Tel075-672-2995 Fax075-672-2955

※障がいのある人のみで構成される世帯の障がいのある人が所有する自動車を、世帯外の常時介護する人が使用する場合にあっては、町高齢福祉課にて井手町長の証明を受ける必要があります。

※令和元年10月から、自動車税は、自動車税（種別割）に名称が変更されました。
また、自動車取得税が廃止され、自動車税（環境性能割）・軽自動車税（環境性能割）が導入されています。

(日常生活やコミュニケーション)

問い合わせ先

井手町役場 高齢福祉課

●手話通訳者・要約筆記者の派遣

聴覚・音声機能などに障がいがあり、日常生活を営むことに支障がある方に対して、京都府に登録された手話通訳者や要約筆記者の派遣を行います。

遠隔手話通訳サービス

問い合わせ先

京都聴覚言語障害者福祉協会

FAX 075-841-8312 Tel 075-841-8337

公的機関や医療機関などで、窓口職員が手話による対応ができない、または手話通訳者が同行できない等の場合、スマートフォンやタブレット端末を利用してオペレーターによる手話通訳を受けることができるシステムです。

(ご利用可能日時) 平日 9 : 00 ~ 17 : 00 (土日祝日を除く)

※ 1 営業日前までに申し込みください。(事前予約制)

詳しくは <https://www.kyoto-chogen.or.jp/remotesignlanguage/>

電話リレーサービス

問い合わせ先

日本財団電話リレーサービス

FAX 03-6275-0913 Tel 03-6275-0910

聴覚・音声機能などに障がいがある方ときこえる方を、通訳オペレーターが手話・文字と音声とを通訳することにより、24時間365日、電話で双方向につなぐサービスです。

※詳しくは <https://www.nftrs.or.jp/>

問い合わせ先

井手町役場 高齢福祉課

●緊急通報装置の貸与

急病などの緊急時の不安を解消するため、慢性的な疾患により日常生活上常に注意を要する身体障がいのある人に簡単な方法で円滑に緊急連絡を行うことができる機器を貸し出しています。

●身体障害者協会への加入

問い合わせ先

井手町役場 高齢福祉課

町内在住の身体障害がいのある人で組織された「井手町身体障害者協会」では、障がいのある人のためのスポーツ・レクリエーションや会員間の親睦事業になど取り組んでいます。

一緒に活動していただける会員の方々を募集しています。

●郵便等による不在者投票制度

問い合わせ先

井手町役場 選挙管理委員会事務局(総務課)

重度の身体障がいのある人が、あらかじめ郵便等投票証明書の交付を受けることにより、郵送で投票ができます。

※郵便等投票証明書の発行には日数を要します。選挙期間前のお手続きにご協力お願いいたします。

【対象となる障がいについて】 身体障害者手帳

障がいの区分	手帳に記載された障がいの程度
両下肢、体幹、移動機能の障がい	1・2級
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障がい	1・3級
免疫、肝臓の障がい	1～3級

戦傷病者手帳

障がいの区分	手帳に記載された障がいの程度
両下肢、体幹の障がい	特別項症、第1～2項症
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障がい	特別項症、第1～3項症

介護保険の被保険証者証

要介護状態
要介護5

●青い鳥はがきの無料配布

問い合わせ先

お近くの郵便局または郵便事業(株)の支店

重度の障がいをお持ちの方で、配布を希望される方に、郵便はがきが20枚無料配布されます。

申し込みは年1回、4～5月になります。

【対象となる障がい】

・身体障害者手帳 1・2級 ・療育手帳 A

●成年後見制度

問い合わせ先

京都家庭裁判所

(制度・申し立て Tel075-722-7211)

井手町役場 高齢福祉課

認知症、知的障がい、精神障がいなどにより判断能力の不十分な方を保護・支援するため、本人を代理して契約などの法律行為などを行う成年後見人等の選任を家庭裁判所に申し立てることができます。

なお、身寄りがいないなどの理由で申し立てをする人がいない場合は、井手町長が申し立てを行うことができます。

この町長申し立てを行った人のうち、成年後見人等の報酬を支払うことが困難な方に対しては、町の補助制度があります。

●福祉サービス利用援助事業(地域福祉権利擁護事業)

問い合わせ先 井手町社会福祉協議会

認知症、知的障がいや精神障がいにより、福祉サービスを利用するための手続きがよくわからない方、日常的な金銭管理をするのがひとりでは不安な方に対して、本人の同意のうえ、福祉サービスの利用にかかる書類の手続きや日常的な金銭管理といった支援を行います。

●フレンドリーサポート事業

問い合わせ先 井手町社会福祉協議会

日常生活に支障があり、他の公的な福祉サービスの利用などが困難な方に対して、住民同士の助け合い活動(家事や電球替えなど)を行っています。

実施日時 平日（８：３０～１７：００）

利用料 ４００円～ / ３０分

●声の広報いで

問い合わせ先 井手町社会福祉協議会

視覚障がいのある人を対象に、毎月１回発行の町広報「広報いで」を録音したCD・カセットテープをお届けします。

6 主な相談の窓口

障がいのある人のためのさまざまな相談窓口を紹介します。

○井手町役場 高齢福祉課 Tel0774-82-6165 Fax0774-82-5055

障がいのある人の福祉向上を図るため、必要なサービスの実施や受付、相談を行っております。まずは気軽にご連絡ください。

○井手町社会福祉協議会 Tel0774-82-3901 Fax0774-82-3642

地域がかかえている様々な福祉課題を、みんなで考え話し合い協力して解決を図ることを目的に、福祉サービスの実施等を行っています。

○南山城学園 は一もにい

〒610-0117 城陽市枇杷庄中奥田 49 番地 1

Tel0774-55-5981 Fax0774-55-5982

井手町からの委託相談支援事業所として、在宅福祉サービスの利用援助、介護相談及び情報の提供や専門機関との連携等を総合的に行い、利用者の自立と社会参加の促進を図ります。

【相談受付時間】（月～金）9:00 ～ 19:00

※日曜日、祝日、年末年始は休み。※土曜日は、9:00～18:00 まで。

○障害児(者)地域療育支援センター ういる

〒610-0117 城陽市枇杷庄中奥田 49 番地 1

Tel 0774-54-3109 Fax 0774-55-5982

井手町からの委託相談支援事業所として、障がいのある人の自立支援、進路相談、制度の照会などのほか、発達障がい児（者）を対象とした支援を行っています。

【相談受付時間】9:00～17:00 ※日曜日、祝日、年末年始、第2・第4土曜日は休み。

○京都ライフサポート協会 しょうがい者生活支援センターあん

〒619-0202 京都府木津川市山城町平尾横手 43-1

Tel 0774-62-6510 (代表) Fax0774-63-8007

井手町からの委託相談支援事業所として、在宅福祉サービスの利用援助、介護相談及び情報の提供や専門機関との連携等を総合的に行い、利用者の自立と社会参加の促進を図ります。

【相談受付時間】 8:30～12:00 13:00～17:00 ※土曜日は要予約、日は休み。

○京都聴覚言語障害者福祉協会

〒610-0121 城陽市寺田林ノ口 1 1 番地 6 4

Tel0774-30-9000 Fax0774-55-7708

井手町からの委託相談支援事業所として、聴覚・言語障がいのある人へ各種障がい福祉サービスの利用相談などを行っています。

【相談受付時間】 月～金 9:00～16:30

○身体障がい者相談員・知的障がい者相談員

町内在住の身近な相談員が、障がいのある人のよき理解者として各種相談に応じます。相談員の連絡先は、井手町役場高齢福祉課までお問い合わせください。

○京都府家庭支援総合センター

〒605-0862 京都市東山区清水四丁目 185-1

Tel075-531-9600 Fax075-531-9610

家庭と取り巻くさまざまな問題に総合的かつワンストップで対応するため、平成 22 年 4 月、京都児童相談所・婦人相談所・身体障害者更生相談所・知的障害者更生相談所を統合して開設されました。

センターでは、身体に障がいのある人や知的障がいのある人の相談に応じ、関係機関と協力して指導や援助を行っています。

○京都府精神保健福祉総合センター

〒612-8416 京都市伏見区竹田流池町 120

Tel075-641-1810 Fax075-641-1819

家庭・職場などでのさまざまなこころの悩み、精神疾患による障がいのある方の社会参加や、福祉サービスの利用方法など、こころの健康についての専門的な相談を行っています。

○京都府宇治児童相談所

〒611-0033 宇治市大久保町井ノ尻 13-1

Tel0774-44-3340 Fax0774-44-3371

○京都府宇治児童相談所京田辺市所

〒610-0332 京田辺市興戸小モ詰 18-1

Tel0774-68-5520 Fax0774-65-1500

心身に障がいがある児童の福祉向上を図るための相談窓口として、家庭などからの相談に応じ医学的、心理学的、教育学的判定やそれに基づいた指導、施設への入所措置などを行っています。

○京都府発達障害者支援センター「はばたき」

〒612-8416 京都市伏見区竹田流池町 120

Tel075-644-6565 Fax075-644-6567

京都府にお住まいの発達障がい（自閉症・アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、注意欠陥／多動性障がい、学習障がい）のある方とそのご家族に対し、発達や生活、就労に関する相談、助言、情報提供などを行います。

○京都府こども発達支援センター（すてっぷセンター）

〒610-0331 京田辺市田辺茂ヶ谷 186-1

Tel0774-64-6141 Fax0774-64-6151

京都府南部地域における障がい児療育の拠点として、通園・診療・地域支援の3部門で実施する総合的な療育（障がい児療育、相談、診療及びリハビリテーションなど）を行っています。

○障害者就業・生活支援センター「はびねす」

〒611-0021 宇治市宇治陰山 9-11

Tel0774-23-0280 Fax0774-23-0281

京都府南部地域における就労支援の拠点として、働くことや生活に関するさまざまな悩みをお持ちの障がい者の方（身体・知的・精神・発達障がいの方）に対して、就業面及び生活面の支援を一体的に行っています